

令和8年度愛媛県協働で支えるヤングボランティア推進事業 「ヤングボランティアキャラバン隊」活動仕様書

1 件 名

令和8年度愛媛県協働で支えるヤングボランティア推進事業「ヤングボランティアキャラバン隊」活動

2 期 間

原則、令和8年8月1日～令和8年12月31日まで（日程等の詳細については、選定後、別途相談）

3 業務目的

人口減少・少子高齢化に伴う人材不足が進む中、将来にわたって活力ある地域社会を実現するためには、地域の課題に自発的に取り組む若者の育成及び地域活動への参画を支援する体制構築が喫緊の課題である。

そこで、県内の企業及び団体等と愛媛県教育委員会事務局社会教育課（以下「県社会教育課」という。）が協働し、高校生が主体となって企画・運営するボランティア活動を実施し、将来の地域や産業の担い手となる高校生が地域社会貢献活動に取り組む機会を創出することで、自主的なボランティア活動を支援する体制を構築するとともに、地域への定着推進につながる若者のシビックプライド醸成を図ることを目的とする。

4 業務概要

高校生が主体となり、ボランティア活動を企画・運営する機会（少なくとも1回以上実施する）を創出する。

なお、本業務の具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に県と協議の上、決定するものとする。

5 業務内容

本業務は、民間事業者の創意工夫により、多彩なボランティア活動の提案を求めることから、活動内容等は仕様に定めるものではないが、高校生が主体的にボランティア活動に取り組む機会の創出を目的としていることから、以下の要件を踏まえたものにする。

（1）高校生が主体となって企画するボランティア活動の支援

① ボランティア活動の企画・運営に高校生が参画

計画・実施する活動の中に、高校生が企画・運営し、地域貢献活動に参画する機会を創出する。詳細については、県と協議の上、決定するが、高校生がボランティア活動の企画から参加できるよう内容、打合せの頻度等を検討の上、実施する。

なお、活動に参加する高校生については、ヤングボランティア登録者[県社会教育課が県下全域の高校生に対し行っている登録制度。現在621人（令和8年5月14日時点）が登録。]に対し、県社会教育課が参加募集することとする。

② 実施時期

令和8年8月～12月に実施することを想定しているが、詳細な日程は企画提案を踏まえて県と協議の上、決定すること。

(2) その他

- ① 参加する高校生が、活動のため自宅を出てから帰るまでの間（活動中も含む）に生じた事故について負担する賠償責任、ボランティア活動中に被った被害の補償については、県社会教育課が契約しているボランティア活動保険で対応する。
- ② 活動に参加する高校生及び県社会教育課職員の交通費以外の費用については、活動を実施する者が負担することとする。
- ③ 業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。
- ④ 本業務の実施に際して知り得た個人情報については他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。